

破碎業許可の更新申請について

ここでは、破碎業許可の更新申請の説明をしています。

まず、5年前の当初許可時の申請書の控えを見て、**現在の事業所の状況が、当初許可の申請書のとおりであるか確認してください。**

または、許可後に変更届を提出している場合は、変更届の控えを見て、現在の事業所の状況が変更届のとおりであるか確認してください。

それらの書類と現在の状況が一致していない場合、まず、変更届の提出が必要です。この書類ではなく、「解体業・破碎業の変更届について」をご覧になり、変更届を提出してください。変更届が受理された後でなければ、更新申請はできません。

何も変更されていない場合は、以下の更新申請書類を整え、許可期限の2ヶ月前までに提出してください。

● 提出書類

申請者の区分	個人	法人
1 破碎業許可更新申請書 (手数料は原証紙で7万7千円を貼付)	○	○
2 誓約書	○	○
3 住民票抄本（本籍記載のもの） ※手続きの直近に交付を受けたもの。	○(注3：法定代理人が法人の場合)	○ (注1)
4 法務局が交付する登記されていないことの証明書 又は、本籍地の自治体が交付する身分証明書 ※手続きの直近に交付を受けたもの。	○(注4：法定代理人が法人の場合)	○ (注1)
5 定款又は寄付行為		○
6 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※手続きの直近に交付を受けたもの。	○(注5：法定代理人が法人の場合)	○ (申請法人+注2)
7 事業計画書及び収支見込書（決算書等の写し添付）	○	○
8 産業廃棄物収集運搬業、又は、同処分業許可証のコピー	○ (許可有の場合)	○ (許可有の場合)

注1：役員等（役員、使用人、法定代理人、株主等）の全員分が必要。

ただし、外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票抄本に限るものとする。

役員とは：業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問等を含む。

使用人とは：本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事業所）の代表者、又は、契約を締結する権限を有する者を置く事業所の代表者。

法定代理人とは：申請者が未成年である場合の法定代理人（個人又は法人）のこと。

株主等とは：発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主、又は、出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者。

注2：株主等が法人の場合は、当該法人分が必要。

注3：未成年者でその法定代理人が個人の場合はその個人のもの、法人の場合は役員全員分が必要。

注4：未成年者でその法定代理人が個人の場合はその個人のもの、法人の場合は役員全員分が必要。

注5：未成年者でその法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書が必要。

解体業許可の更新申請と同時に破碎業許可更新申請もする場合：上記書類の省略はできません。面倒でも、それぞれの申請書類を一式そろえて、提出ください。

● 提出部数、提出方法

- 提出部数 1部
※届出の控えが必要な方は、副本1部と返信用封筒（切手を貼付したもの）も合わせて提出いただければ、受付印を押して返送します。（受付日付は、県に書類が到着した日となります。）
- 提出方法 郵送による（なるべく書留郵便など配達の記録が残るものを使用してください。）
- 郵送先 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県環境森林部循環型社会推進課自動車リサイクル法担当 宛

◎ 審査、申請結果

- 現地調査を行い、法令違反が無いことや提出書類に虚偽等が無いことを確認します。
- 許可基準を満たしておれば更新許可になり、更新許可証を発行・郵送します。
また、許可基準を満たしていない場合は不許可になります。その場合は不許可の通知をします。

記載例

様式第8(第60条関係)

破碎業 許可 申請書
許可の更新

※印の欄は県で記入します。

※許可番号	第 20374*****号
※許可年月日	令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

令和〇年〇月〇日

〒 * * * - * * * *
住所 香川県〇〇市・・・・・
氏名 ○〇株式会社
代表取締役 ○〇
電話番号： * * * - * * * - * * * *
電子メールアドレス： abcde@efg.mail.co.jp

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可の更新を申請します。

事業の範囲	破碎前処理	
事業所の名称及び所在地		
名 称	○〇株式会社	
所在地	〒 * * * - * * * * 香川県〇〇市・・・・・ 電話番号 * * * - * * * - * * * *	
事業の用に供する施設の概要	解体自動車保管施設 : 250 m ² (最大 50 台) 破碎前処理品保管施設 : 50 m ² (最大 50 台) 破碎前処理場所 : 鉄筋コンクリート 20cm 厚床 + 鉄板 15mm 厚敷、面積 200 m ² 破碎前処理に使用する主な設備 ①重機 : ○〇建機株 ABCD123 ②圧縮機 : ○〇鉄工株 ABC-123-DEF ベーリングプレス	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	産業廃棄物処理施設の種類： 廃プラスチック類の破碎施設 平成〇年〇月〇日許可第 * * - * * * * 号	
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	○〇県	破碎業 第 * * * * * * * * 号
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	○〇県	第 * * * * * * * * 号(収集運搬業) 第 * * * * * * * * 号(処分業)
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	○〇株式会社〇〇解体自動車置場 所在地 ○〇県〇〇郡・・・・・ 面 積 ○〇 m ² 保管量の上限 ○〇台	

役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
(ふりがな) ○○ ○○	代表取締役	○○県○○市・・・・・
・	取締役	・
・	・	・
・	・	・

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
(ふりがな) ○○ ○○	○事業所長	○○県○○市・・・・・

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	住 所
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の 金額
(ふりがな) ○○ ○○	○○県○○市・・・・・	1,500 株 (発行済株式総数 5,000 株)

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。 また、保管場所に解体自動車以外の廃棄物が混入しないよう仕切りを設置する。
解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	油圧式圧縮機(ベーリングプレス)にて解体自動車をサイコロ状に圧縮処理する。破碎前処理は、鉄板を敷いた鉄筋コンクリート床の場所にて行い、生活環境の保全上支障がないように行う。また、処理工程において解体自動車以外の廃棄物が混入しないようにする。
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	無
排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。)	油水分離槽は、毎日、始業前、終業後に点検を行い、その際、溜まっている油分があれば清掃を行う。

解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	無			
解体自動車の運搬の方法	廃棄物処理基準を遵守し、原則、自社の運搬車両にて運搬する。運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者に委託する。			
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	無			
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	各機器のマニュアルに従い、自社若しくは販売店等に委託して、定期的に保守点検を行う。			
火災予防上の措置	破碎前処理場所及び可燃性物品の保管場所は火気厳禁とするほか、消防法及び○○市火災予防条例を遵守し、消防用設備等の設置並びに保守及び点検を実施する。			
△手数料欄)	※申請手数料分の県証紙を貼付(なるべく2段以内にしてください。)			
県証紙 1万円	県証紙 1万円	県証紙 1万円	県証紙 1万円	県証紙 1万円
県証紙 1万円	県証紙 1万円	県証紙 5千円	県証紙 1千円	県証紙 1千円

記載例

誓約書 (解体業・破碎業用)

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

〒 * * * - * * * *
住 所 香川県〇〇市・・・・・・
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇
電 話 番 号 : * * * - * * * - * * * *

私(当社及び役員等)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号イから又に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(※)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 第 66 条(第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(廃棄物処理法第 14 条の 6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからヘまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ※: 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

記載例

様式第3-2号

事業計画書及び収支見積書（破碎業）

令和〇年〇月〇日現在

1-1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

自社が解体業により発生させた解体自動車を運送効率の向上のため圧縮機にて圧縮し、サイコロ状の破碎前処理品を作ることを事業目的にしている。

そのため、破碎業者として他の解体業者から解体自動車の引取りを求められれば引取るが、解体業者に対し営業活動を行い解体自動車の引き渡しを求める事はない。

破碎前処理品は、そのときの市況により、売却益の大きい破碎業者に引渡すこととしているが、主な引渡し先は、〇〇鋼業株、株〇〇リサイクルである。

業務時間	8:30~17:00	従業者数	3人	休業日	土・日・祭日
------	------------	------	----	-----	--------

*引取から引渡までの流れを説明する内容を記載すること。

有用物回収品目、発生廃棄物についても記載すること。

各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付すること。

1-2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	◇年度実績 (3年前)	□年度実績 (2年前)	△年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	411台	523台	390台	400台
主な引取先	自社のみ	同左	同左	同左

1-3 破碎実績

年 度	◇年度実績 (3年前)	□年度実績 (2年前)	△年度実績 (1年前)
年間処理実績	395台	501台	400台
年間稼動日数	232日	251日	235日
平均処理実績	1.7台/日	2.0台/日	1.7台/日

1-4 破碎等能力

1日当処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
100台/日	235日	23,500台

1-5 保管の状況

解体自動車		自動車破碎残さ	
保管量の上限	50台	保管量の上限	m ³
現在保管量	25台	現在保管量	m ³

*事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）内に記入すること

1-6 年間収支見積書

令和〇年4月20日現在

項目	前年度(△年) (決算月(3月))		今年度の見込み (決算月(3月))	
	年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体) ア(総売上収入)	16,000	40,000	4,000	10,000
売上原価 イ(解体自動車等購入費)	7,800	20,000	-4,000	-10,000
その他の経費 ウ	7,200	18,000	7,200	18,000
うち廃棄物処理委託費 エ	800	2,000	800	2,000
営業利益 オ=ア-イ-ウ	1,000	2,000	800	2,000
営業外損益 カ(主に支払利息(注))	-400	-1,000	-400	-1,000
経常利益 キ=オ+カ	600	1,500	400	1,000
解体自動車等年間引取台数	390		400	
解体自動車等年間処理台数	400		400	

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高)(千円)	4,000	4,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

様式第8(第60条関係)

破碎業 許可申請書
許可の更新

※許可番号	第	号
※許可年月日	年	月 日

年 月 日

香川県知事 殿

〒

住 所
氏 名

電話番号：
電子メールアドレス：

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可の更新を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	〒 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	産業廃棄物処理施設の種類： 年 月 日 許可第 号	
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の 金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法	
排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法	

解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

誓 約 書 (解体業・破碎業用)

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

電 話 番 号 :

私(当社及び役員等)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号イから又に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(※)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ニ 第 66 条(第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(廃棄物処理法第 14 条の 6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからヘまでのいずれかに該当するもの
 - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ※ : 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

年 月 日現在

1－1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

業務時間	：～：	従業者数	人	休業日	

＊引取から引渡までの流れを説明する内容を記載すること。

有用物回収品目、発生廃棄物についても記載すること。

各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付すること。

1－2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1－3 破碎実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼動日数	日	日	日
平均処理実績	台／日	台／日	台／日

1－4 破碎等能力

1日当処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
台／日	日	台

1-5 保管の状況

解体自動車		自動車破碎残さ	
保管量の上限	台	保管量の上限	m ³
現在保管量	台	現在保管量	m ³

*事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）内に記入すること

1-6 年間収支見積書

年 月 日現在

項目	前年度（年） (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
	年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高（全体）	ア（総売上収入）			
売上原価	イ（解体自動車等購入費）			
その他の経費	ウ			
うち廃棄物処理委託費	エ			
営業利益	オ=ア-イ-ウ			
営業外損益	カ（主に支払利息（注））			
経常利益	キ=オ+カ			
解体自動車等年間引取台数				
解体自動車等年間処理台数				

(参考)

	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）（千円）		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。